

## 宿毛市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

宿毛市長

宿毛市議会議長

宿毛市選挙管理委員会

宿毛市代表監査委員

宿毛市農業委員会

宿毛市教育委員会

宿毛市水道事業者

宿毛市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、宿毛市長、宿毛市議会議長、宿毛市選挙管理委員会、宿毛市代表監査委員、宿毛市農業委員会、宿毛市教育委員会、宿毛市水道事業者が策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画を策定し、取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、必要に応じて計画の変更等を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、水道企業部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果は下記のとおりである。

#### 【1】採用の女性割合

平成25年度から平成27年度の過去3年間の採用状況は次のとおりである。

職員採用に当たっては、能力に応じた試験選考を行っており、年度によって男女比は異なる。

(単位：人)

各年度採用者	27年度	26年度	25年度
男性	6	2	10
女性	10	4	10
合計	16	6	20

【2】継続勤務年数の割合（男女の差異）（全部局） (平均勤続年数：年)

各年度退職者	26年度	25年度	24年度
男性	36.5	38.8	37.9
女性	35.5	37.4	36.4
合計	35.8	37.8	37.0

【3】職員一人当たり各月ごとの時間外勤務時間（全部局） (単位：時間)

26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員一人当たりの時間外勤務時間	10.5	7.5	6.5	5.6	11.5	6.1	8.9	8.4	6.2	5.6	7.1	10.5

【4】管理的地位にある職員に占める女性割合（全部局） (単位：人、%)

	27年度	26年度	25年度
女性管理職数	2	2	1
全管理職数	22	22	22
女性の割合	9.1	9.1	4.5

【5】各役職段階に占める女性職員の割合（全部局） (単位：人、%)

	27年度	26年度	25年度
係長相当職以上の女性職員数	32	31	31
係長相当職以上の職員数（全体）	103	103	104
女性の割合	31.1	30.1	29.8

※保育職を除く。

【6】男女別の育休取得率（全部局）

26年度取得率男性職員0.0%、女性職員100.0%

【7】男性職員の配偶者出産休暇取得率（全部局）

26年度 配偶者出産休暇取得率 50.0%

◇女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、水道企業部局の全部局における共通した目標として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果に基づいて設定している。

管理的地位への女性職員の登用

①平成 32 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を 10%以上にする。

②平成 32 年度についても、管理職を除く係長相当職以上の女性職員の割合 30.0%以上を維持する。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

管理的地位にある職員の女性割合の拡大について

平成 28 年度より、係長相当職以上の管理的ポストに女性職員を積極的に登用する。